

篠山再生計画策定の考え方

1. はじめに

「篠山市総合計画」に基づき、合併前からの緊急を要する行政課題の解決を図るため、清掃センター、斎場及び水資源問題など、市民が快適に暮らしていくために必要不可欠な一定の都市基盤整備が完成した。

しかしながら、これら施設の建設に伴う公債費の増加が見込まれ、目標を6万人と想定していた人口は減少傾向にあり、加えて、国の三位一体改革により削減された地方交付税は、平成22年度からはじまる段階的縮減によりさらに減額される。

また、財政調整基金は、数年のうちに底をつくことが予測され、財政の健全化に向けた抜本的な対策をとらなければ、市の行財政運営は立ち行かなくなる恐れがある。

一方、少子高齢化と人口減少により、多くの集落でその維持が非常に難しくなっており、農業、商工業の振興、雇用の確保、人口の定着など、まちの魅力を高めていく施策を更に構築しなければならない状況である。

そうした中で、市民で構成された篠山再生市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置し、市民の目線で行政全般(行政の制度、組織、施設、施策事業のあり方、人件費など)について答申を受けるとともに行政内部においても十分な検討を行い、本市の行財政改革の推進や魅力あるまちづくりの施策の方向を市民にわかりやく示した篠山再生計画（以下、「再生計画」という。）を策定するものである。

2. 篠山再生の定義

平成18年10月1日、「自己決定」、「自己責任」という自治の基本原則を踏まえながら、市における自治の基本的な原則、つまり、恒久的な都市経営理念と行政運営の基本原則を定めるとともに、自治体の法律である条例によって、市民と行政の役割と責務を明らかにする「篠山市自治基本条例」が施行された。

これは、行政の基本理念として、市政のあらゆる分野で一層の市民との参画と協働が進み、市民、市議会、市の執行機関の三者が、それぞれの責任と役割を自覚し、お互いに助け合いながらまちづくりを推進していく自立性の高い自治の実現を目的として制定されたものである。

また、国において施行された、「地域再生法(平成17年法律第24号)」及び法に基づき定められた「地域再生基本方針」により、地域の自主的・自立的な取組を、「地域再生計画」を通じ支援する措置が講じられており、本市においても平成18年7月「官学連携による地域コミュニティの再生計画」の認定を受けたところである。

こうしたことから、「篠山再生」とは「自主・自立・自考」の取組による経済の活性化、雇用機会の創出その他の「地域の活力の再生」と位置付け、市民と行政が互いに知恵や工夫を出し合い行財政改革の推進や魅力あるまちづくりを目指すことをいう。

3. 篠山再生計画とは

「再生計画」とは、概ね10年後を見通して、行政の制度改革・仕組みの見直しや魅力あるまちづくりを進めていくため、平成20年度から3年間（平成20年度～22年度）に実施する行財政改革や主な施策・事業の内容とスケジュールを市民にわかりやすい形で示すものであり、次の2つの分野に分けて、「第1次再生計画」と「第2次再生計画」として策定する。

「第1次再生計画」は、行政の制度改革、組織や仕組みの見直しに向けた計画内容とし、平成19年9月下旬に再生会議より答申を受け、可能な施策から平成20年度当初予算編成に反映していく予定である。その後、行政内部の検討も加えて、平成20年2月を目途に「第1次再生計画」を策定する。

「第2次再生計画」は、平成20年2月下旬に答申を受け、その後、行政内部の検討も加えて、魅力あるまちづくりに向けた施策を示した計画内容として平成20年6月を目途に策定する。最終的には、この2つの計画を合わせて、「篠山再生計画」とする。

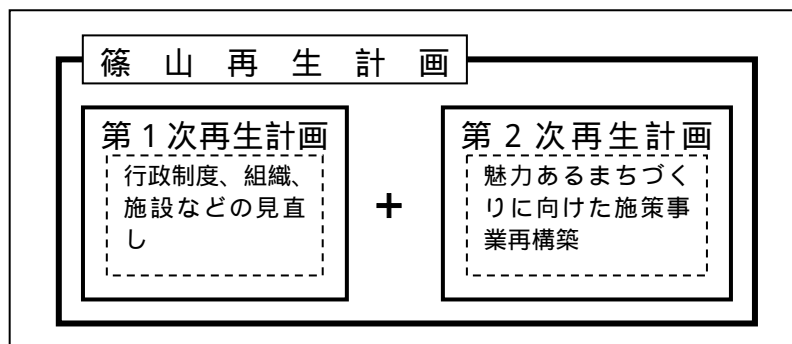


図 篠山再生計画のイメージ

計画期間を3年間とした理由は、「再生計画」（平成20年度～22年度）の最終年度と「総合計画の後期計画」（平成18年度～平成22年度）の最終年度が一致するためである。これにより、「再生計画」と「総合計画」を、一体的に推進していくことが可能となる。

また、「第2次行政改革大綱・実施計画」の期間についても3年計画（平成17年度から平成19年度）としており、「次期大綱」についても3年計画（平成20年度から平成22年度）とすることにより、最終年度（平成22年度）が一致することになる。（次期大綱は、「再生計画」の第1次計画をもってそれに当たるものとする。）

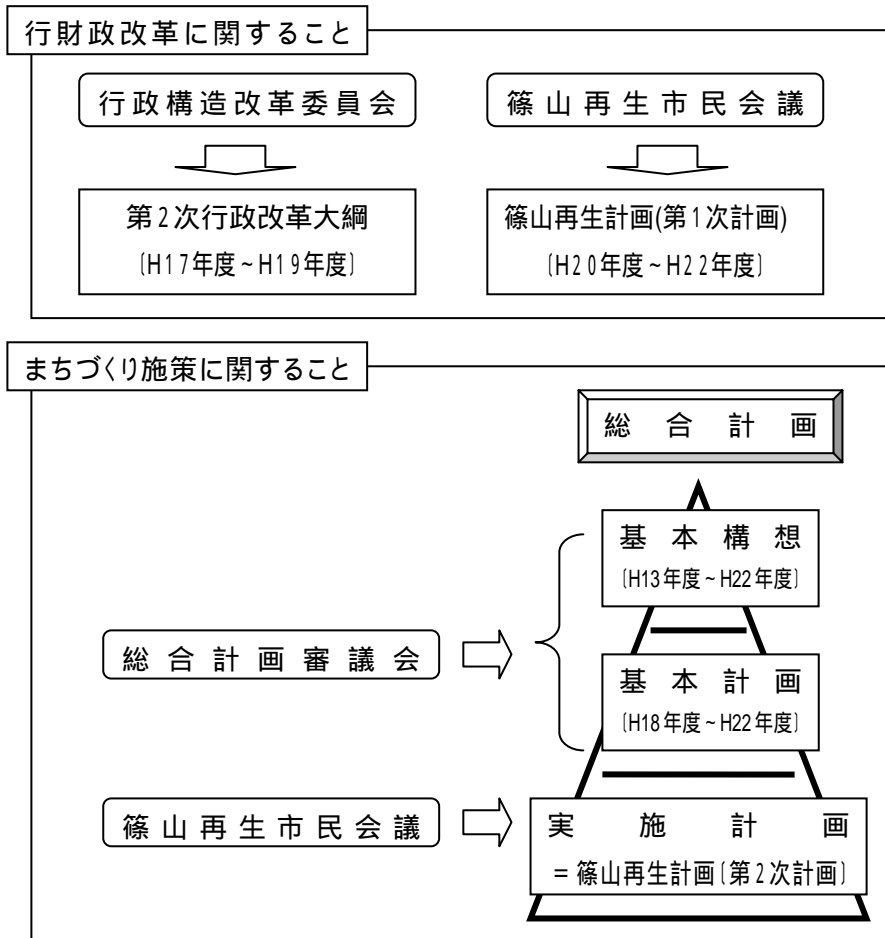


図 既存組織・計画との関係整理

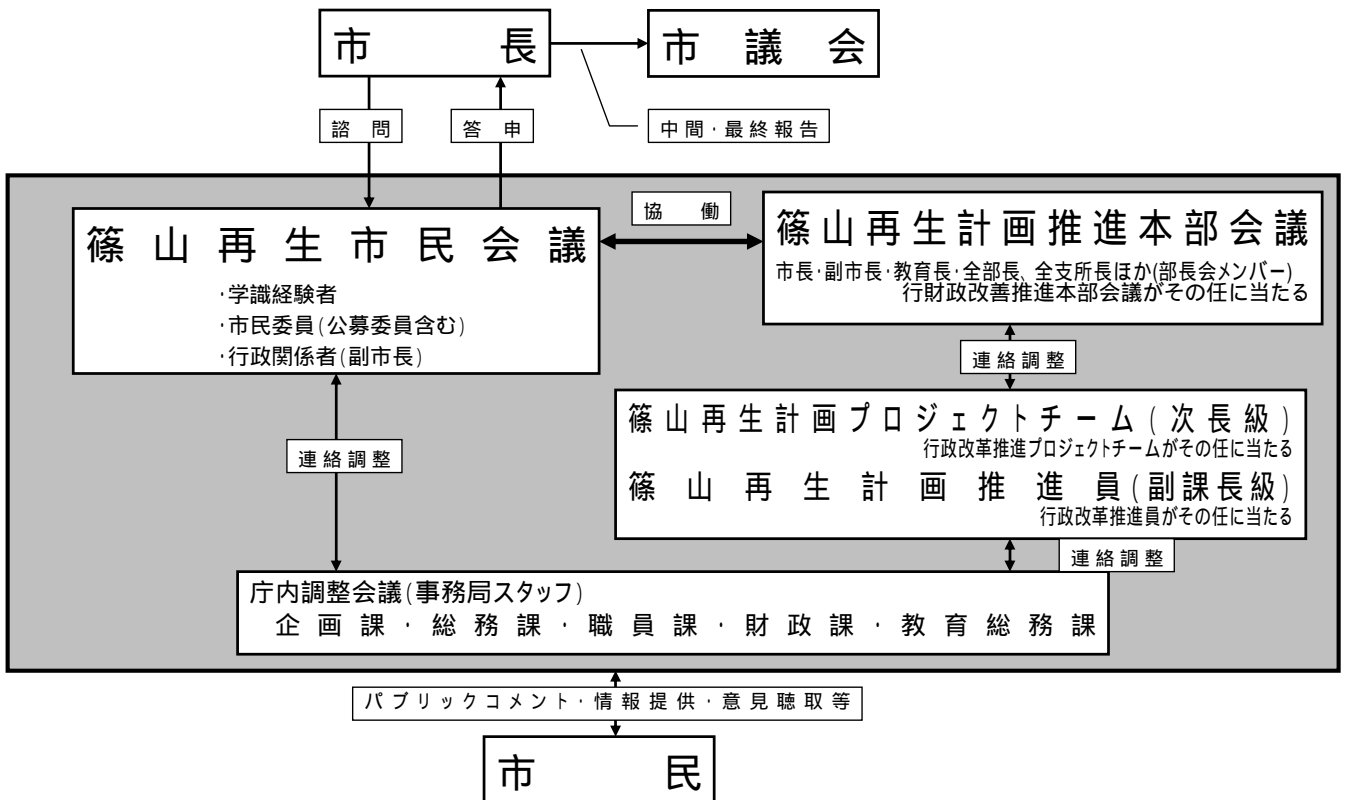
4. 篠山再生計画策定体制図について

篠山再生計画（以下、「再生計画」という。）策定の体制については、計画策定のための答申を行う「篠山再生市民会議」（以下、「市民会議」という。）と、行政内部から協働・支援を行う4つの庁内組織からなる。

市長より諮問する「市民会議」は、学識経験者、市民委員（公募による市民委員も含む。）及び行政関係者で構成する。

また、行政内部において「市民会議」と協働する組織としては、市長、副市長、教育長及び全部長で構成する「篠山再生計画推進本部会議（行財政改善推進本部会議がその任に当たる。）」、そして、「再生計画」策定のため推進本部の連絡調整機関として、行政情報の提供などの作業を行う組織にあたる次長級で構成された「篠山再生計画推進プロジェクトチーム（行政改革推進プロジェクトチームがその任に当たる。）」及び副課長級で構成された「篠山再生計画推進員（行政改革推進員がその任に当たる。）」を置く。さらに、再生計画策定のための事務局的な役割を果たす組織として、5課（企画課・総務課・職員課・財政課・教育総務課）で構成する「庁内調整会議」を置く。

篠山再生計画策定体制図



5. 「再生計画」策定フロー図について

「再生計画」の策定については、7月下旬に「市民会議」の設置、10月を目途に第1次再生計画の答申を受け、その後、行政内部で検討を加えて計画を取りまとめる。

引き続き、「市民会議」は、第2次再生計画の審議を行い、2月を目途に答申を行い、行政内部で検討を加えて計画を取りまとめる。

平成20年6月には、これら両計画を合わせて「篠山再生計画」を策定する。

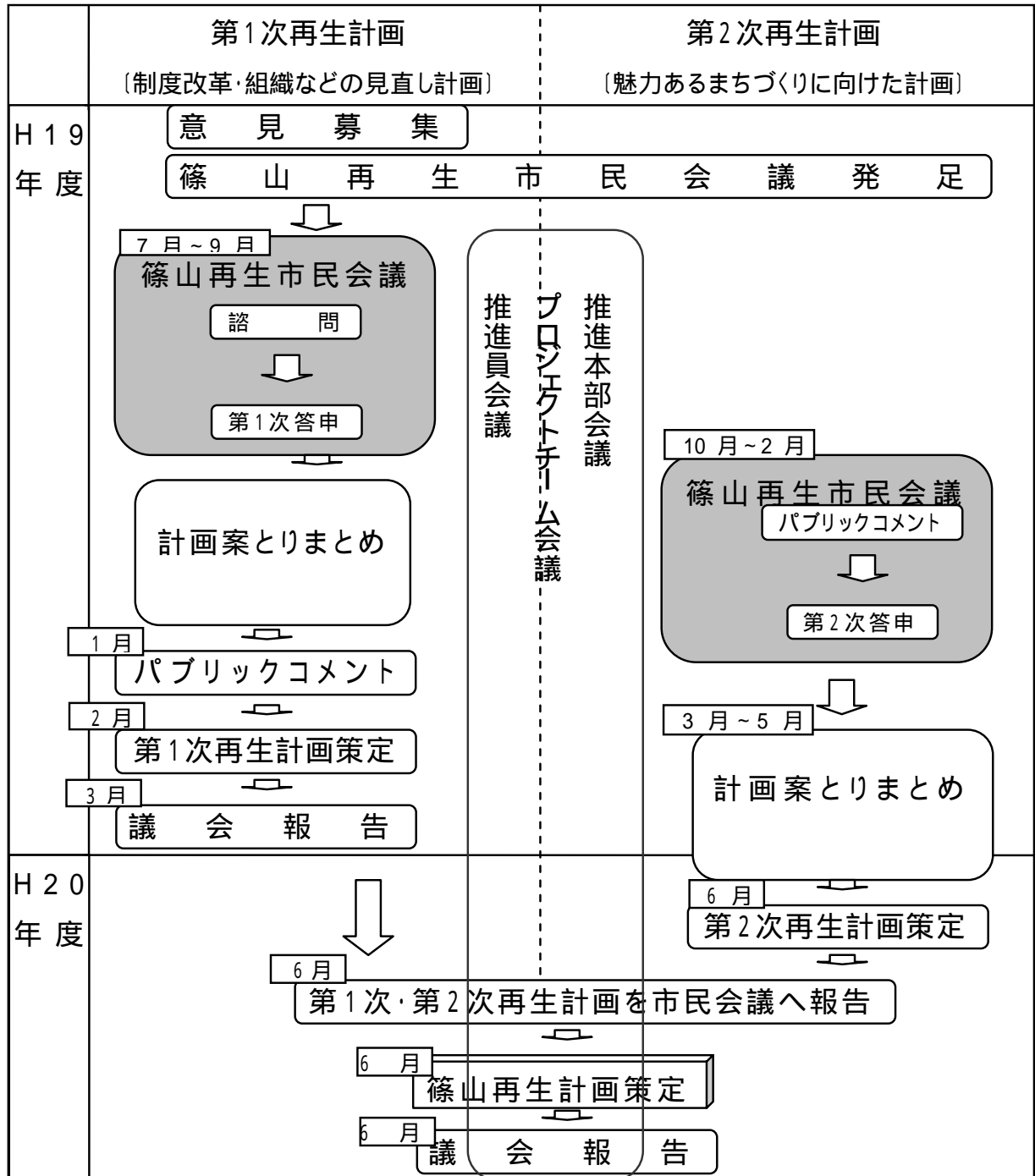


図 篠山再生計画策定の流れ